

させぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、スポーツや文化・芸術活動に取り組む子どもたちを応援し、大会出場に要する経費など物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、スポーツ競技・文化事業において国際大会や全国大会等に出場する団体又は個人に対して、市の予算の範囲内において交付するさせぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（佐世保市補助金等交付規則との関係）

第2条 奨励金の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付対象者は、佐世保市在住の小中学生が、国際大会、国民スポーツ大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）その他市長が特に認める大会に選手等として出場する場合、その者が属する各種目団体又は交付基準に該当する者とする。ただし、同一の大会経費について長崎県やその他団体等から、補助金、交付金その他これらに類する助成金等の名目の如何を問わず、経費の負担軽減を目的とする金銭の交付（本市が交付する奨励金を除く。）を受けている者を除く。

（交付基準）

第4条 奨励金の具体的な交付基準は、別表に規定する奨励金交付基準に定めるところによる。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を申請する団体又は団体の代表者、保護者等（以下「申請者」という。）は、させぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 出場した大会の要項
- (2) 大会参加申込書の写し又はその他出場が確認できる書類
- (3) 参加者実績名簿（様式第2号）及び大会の成績結果が分かる書類
- (4) 出場した大会の予選となった県大会又は九州大会の大会要項及びその

成績結果が分かる書類

(5) 振込先口座が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の書類のうち、市長が特に認めたものについては、提出を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、令和9年2月28日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、奨励金の交付申請があったときは、提出された書類を審査のうえ、その交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付に係る決定の通知は、させぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金交付決定通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、前条による交付金額の決定後30日以内に支払うものとする。

(交付の停止又は返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受ける又は受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の停止又は奨励金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により、奨励金の交付を受けようとするとき又は受けたとき。

(2) この要綱に違反する事実があったとき。

(手続の省略等)

第9条 規則第19条の規定により、規則第3条及び規則第14条並びに規則第6条及び規則第12条に係る手続きを併合し、規則第11条に係る手続きを省略する。

(様式の特例)

第10条 第5条第1項に規定する交付申請書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項はそのつど市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

奨励金交付基準（スポーツ）

交付・概要	交付額
佐世保市に在住する小中学生が、国際大会、国民スポーツ大会、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）その他市長が特に認める大会に出場する場合、各大会の実施要項に定める選手等の登録者に対し、奨励金を交付するもの。 なお、奨励金の交付回数については、制限は設けない。	
○ 国際大会 国内予選大会、選手選考会等を経て、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が派遣を決定する国外で開催される大会であること。 ※国内開催の場合は、全国大会に準ずる。	1名 60,000 円を限度
○ 全国大会 （国民スポーツ大会を除く。） 権威ある大会で、原則として県大会、九州大会を経て出場するもの。また、過去の実績等に基づき、県などの競技団体が推薦し、出場するもの。（オープン参加による大会を除く。） ただし、全国中学校体育大会に出場する選手は除く。 ※団体種目の交付額は、各大会の実施要項に定める選手登録者数を上限とする。	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 6,000 円以内 その他 1名 16,000 円以内
○ 九州大会 （西日本大会を含む。） 権威ある大会で、原則として県大会を経て出場するもの。また、過去の実績等に基づき、県などの競技団体が推薦し、出場するもの。（オープン参加による大会を除く。） ただし、九州中学校体育大会に出場する選手は除く。 ※沖縄県開催の場合は、全国大会に準ずる。 ※団体種目の交付額は、各大会の実施要項に定める選手登録者数を上限とする。	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 6,000 円以内 その他 1名 10,000 円以内
○ 国民スポーツ大会 （九州ブロック大会を除く。）	1名 6,000 円

奨励金交付基準（文化）

交付・概要	交付額
佐世保市に在住する小中学生が、国際大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）その他市長が特に認める大会に出場する場合、出場者等に対し、奨励金を交付するもの。 なお、奨励金の交付回数については、制限は設けない。	
○ 国際大会 国内予選大会、選手選考会等を経て、国外で開催される大会であること。 ※国内開催の場合は、全国大会に準ずる。	1 名 60,000 円を限度
○ 全国大会 （国民文化祭を含む。） 権威ある大会で、原則として県予選、九州予選を経て出場するもの。	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1 名 6,000 円以内 その他 1 名 16,000 円以内
○ 九州大会 （西日本大会を含む。） 権威ある大会で、原則として県予選を経て出場するもの。 ※ 沖縄県開催の場合は、全国大会に準ずる。	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1 名 6,000 円以内 その他 1 名 10,000 円以内